

平成30年度

年 次 報 告

公害等調整委員会

この報告書は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）第 17 条の規定に基づき、公害等調整委員会の平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）の所掌事務の処理状況を国会に対して報告するものである。

特集 平成の公害紛争事件

⇒ P 2 ~ 7

公害等調整委員会に係属した平成の特色ある事件を紹介するとともに、これらの事件処理が与えた社会的な影響や公害等調整委員会が果たした役割等を紹介

○ 平成の特色ある公害紛争事件

- ・スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件
- ・小田急線騒音被害等責任裁定申請事件
- ・豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
- ・清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件
- ・神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

○ 新たな公害紛争処理の枠組みの活用

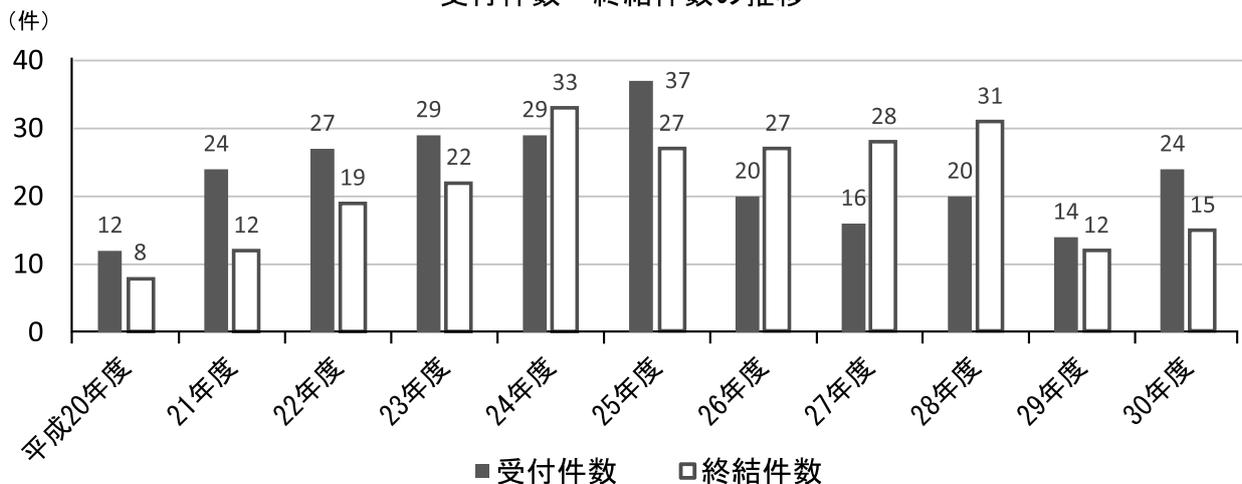
裁判所からの原因裁定囑託については、平成16年度に初めて囑託がなされ、平成30年度末までに8件を受付

公害紛争の処理状況

⇒ P 8 ~ 14

平成30年度	【係属】 47件	【受付】 24件	【終結】 15件
うち裁定事件	【係属】 43件	【受付】 22件	【終結】 13件

公害等調整委員会における公害紛争事件の
受付件数・終結件数の推移



平成30年度公害等調整委員会年次報告 概要

主な事件① 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】：愛知県瀬戸市の住民1人及び養豚業を営む法人1社

【被申請人】：衛生組合1団体

(関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合)

【申請理由】：申請人らが営む養豚場の土地に被申請人によって埋められた廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたため

【裁定を求める事項】：本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金2000万円の支払及びダイオキシン類による土壌汚染と被申請人の廃棄物投棄行為との間の因果関係の判断

⇒ 裁定委員会を設けて手続中

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

【申請人】：東京都など6都府県の住民94人（以下、「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体

【被申請人】：国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社

【申請理由】：

- ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、精神的な被害を生じさせたため
- ② 被申請人国が、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに①の被害を生じさせたため
- ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため

【調停を求める事項】：

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと
 - ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
 - ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること
- ⇒ 調停委員会を設けて手続中

近年の特徴

⇒ P 15

① 都市型・生活環境型の公害紛争の顕著化

近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ

② 裁定事件の割合が高い水準

平成30年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は約9割

③ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い水準

平成30年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割、次いで大気汚染をめぐる事件の割合が約2割

平成30年度公害等調整委員会年次報告 概要

都道府県・市区町村との連携

⇒ P 20～24

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況
平成30年度 【係属】 75件 【受付】 38件 【終結】 43件
- ② 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件
平成30年度 【係属】 11件 【受付】 5件 【終結】 4件
- ③ 都道府県・市区町村への支援
公害紛争処理連絡協議会、公害紛争処理関係ブロック会議、公害苦情相談員等
ブロック会議等において情報・意見交換を実施
- ④ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況
平成29年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約6万8千件

土地利用の調整の処理状況

⇒ P 25～27

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定
平成30年度 【係属】 7件 【受付】 3件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等
平成30年度 【係属】 29件 【受付】 4件 【終結】 27件

主な事件 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の ひじまがり 岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者
【処分庁】 : 山形県知事
【原処分】 : 処分庁は、添付書類の不備を理由に、申請人からの岩石採取計画認可申請等
に対し、拒否処分を実施
- 【事件の概要】 : 処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備
を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・
無効なものであるとして申請
- ⇒ 申請人が添付書類を追加して再度同一の認可申請を行い、これに対し処分庁は、
水量減少や水質汚濁を理由に不認可処分を実施
- ⇒ 裁定委員会ではもはや上記拒否処分の取消しを求める法律上の利益は認められない
として却下

※ 申請人は、再申請の不認可処分についての不服裁定を申請し、現在審理中

【参考】 公害等調整委員会の概要

(1) 性格

総務省の外局として設置され、独立して準司法的な権限を行使する
行政委員会

※ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条の規定に基づき設置

(2) 委員構成

・ 委員長1名、委員6名

両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

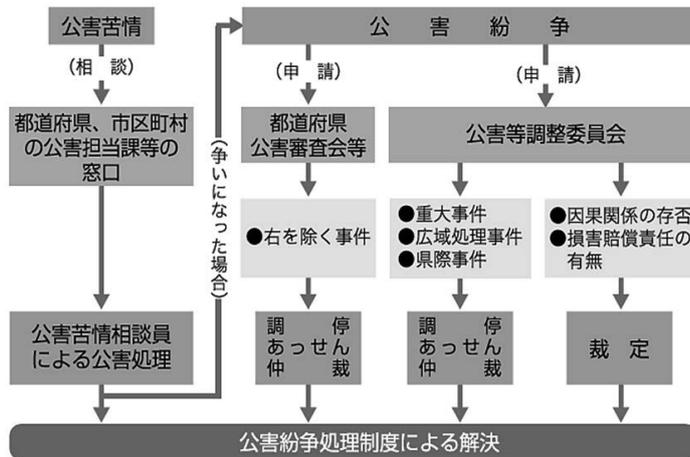
・ 事件ごとに裁定委員会等を設け、解決に当たる

※ 調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成

(3) 任務

① 公害紛争処理

裁定や調停などによって、個別の公害紛争事件の解決を図る



ア 裁定

<原因裁定>

加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う手続

<責任裁定>

損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う手続

イ 調停

調停案を提示するなど、双方の互譲による合意を促して、紛争の解決を図る手続

【公害の定義】

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

② 土地利用調整

ア 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

イ 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第17条の規定に基づき、毎年、国会に対し所掌事務の処理状況を報告する

平成30年度 公害等調整委員会年次報告

目 次

特集 「平成の公害紛争事件」	2
第1章 公害紛争の処理状況	8
1 平成30年度における公害紛争の処理状況	8
(1) 平成30年度に終結した主な事件	8
(2) 係属中の主な事件	9
2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組	15
(1) 近年の特徴	15
(2) 事件処理における取組	15
(3) 周知・広報活動の取組	19
3 都道府県・市区町村との連携	20
(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況	20
(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件	21
(3) 都道府県・市区町村への支援	22
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況	22
第2章 土地利用の調整の処理状況	25
1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定	25
(1) 平成30年度の処理状況	25
(2) 平成30年度に終結した主な事件	25
(3) 係属中の主な事件	26
(4) 周知・広報活動の取組	27
2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等	27

図表目次

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（平成30年度）	11
表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況	14
表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況 （平成30年度）	17
表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（平成30年度）	18
表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（平成30年度）	18
表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況	20
表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件 （平成30年度）	21
図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移	23
図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合 （平成29年度）	23

図 3	地方公共団体における苦情の処理に要した期間別典型 7 公害の 直接処理件数の割合（平成29年度）	24
表 8	鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（平成30年度）	25

特集 平成の公害紛争事件

去る5月1日、元号が平成から令和に改められました。

昭和から平成への改元時は、大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法を始めとした公害規制法令の整備の結果、高度経済成長期に社会問題化した公害問題が徐々に収まりをみせた時期であり、平成5年11月には、公害対策基本法が廃止され、地球環境時代に対応した新たな環境政策を総合的に展開するための環境基本法が施行されました。

成熟社会とも形容される平成の約30年においては、環境問題が地球規模で議論されるようになり、環境・経済・社会の統合的向上が図られるようになりました。公害紛争も、四大公害に代表されるような産業型公害から、都市域での経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型公害が増えてきました。

公害等調整委員会は、公害が大きく社会問題化していた昭和47年7月に発足し、証拠が偏在し、因果関係の立証が困難であるという公害紛争について、職権調査や専門委員の活用といった公害紛争処理制度の特長をいかし、公害紛争の迅速かつ適正な解決に取り組んできました。以下に、公害等調整委員会に係属した平成の特色ある事件やこれらの事件処理が与えた社会的な影響、公害等調整委員会が果たした役割等を紹介します。

I 平成の特色ある公害紛争事件

◆スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件【平成元年8月～3年3月】

（関連：スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件【昭和62年10月～63年6月】）

スパイクタイヤの粉じんによる被害^{*1}については、昭和62年4月に長野県在住の弁護士らが、長野県知事に対し、タイヤメーカーを相手方としてスパイクタイヤの県内での販売停止を求める調停を申請しました。その後、本件は公害等調整委員会に引き継がれるとともに、東北6県及び北海道在住の弁護士等が参加人として加わり、調停手続が進められた結果、昭和63年6月に、一定期間後にスパイクタイヤの製造、販売を中止する等の内容とする調停が成立しました。なお、調停成立に当たり、輸入タイヤ等を



【スパイクタイヤにより削られた舗装道路の粉じんが舞い上がる町並み】

写真提供：朝日新聞社

含めたスパイクタイヤ全体の使用規制等が引き続き検討されるべき旨の調停委員長談話を発表しました。

調停成立等を受けて、環境庁及び関係省庁はスパイクタイヤの全面的な使用禁止について検討を進めましたが、翌年の通常国会への法案提出には至りませんでした。

このような状況を背景として、平成元年8月に長野県在住の弁護士らが、同年10月に北海道在住の弁護士等が、国（関係省庁）を相手方として、スパイクタイヤの製造、輸入、販売及び使用を全面的に禁止する等の適切な措置を講ずることを求めて調停を申請しました。

本件の係属と並行して検討が進められていた法制化については、中央公害対策審議会の答申を経て、平成2年5月法案が閣議決定、国会提出され、同年6月にスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律が成立しました。法律の成立・施行等を受けて、申請人は平成3年3月に調停申請を取り下げ、スパイクタイヤに係る公害紛争事件は終結することとなりました。

本件は、調停委員長談話や二度目の使用禁止に係る調停申請が公害防止施策や法制度創設検討の契機の一つとなるなど、事件処理を通じて公害に係る社会の要請が政策形成に反映された点において意義があったと言えます。

※1 都道府県においては、昭和60年11月及び61年8月に、北海道在住の弁護士等が、タイヤメーカーを相手方として道内スパイクタイヤの販売停止を求めて調停を申請し、スタッドレスタイヤの普及及び将来のスパイクタイヤの販売停止への努力について調停が成立しており、スパイクタイヤ問題の解決の先駆けとなったものと言えます。

◆小田急線騒音被害等責任裁定申請事件【平成4年5月～10年7月】

平成4年5月、東京都の住民が、鉄道会社を相手方として、受忍限度を超える騒音、振動等による生活妨害等に係る被害について、1人当たり50万円の損害賠償金の支払等を求める責任裁定を申請しました（申請人数は368名（参加人を含む。）で、平成の約30年間に受け付けた裁定申請事件の中で最多となりました。）。

事件処理に当たっては、研究機関に委託して申請人居宅等での騒音測定と振動測定を実施しました。このように、公害紛争処理制度の特長である職権調査で得られた結果は、事件処理の過程で両当事者に提示され、裁定の判断資料として活用されました。

本件は、職権で調停に移行し、平成10年5



【複々線化工事が進む小田急線】

写真提供：読売新聞社

月に、一部の申請人との間で成立した調停条項では、被申請人が、24時間の等価騒音レベルを65dB以下とする目標値を設定してその実現を図ること、騒音・振動対策として、レール・車輪・車両その他の発生源対策、運転速度の抑制・列車ダイヤの変更等の運行関係の対策を行うことなどが盛り込まれました。また、同年7月、その他の申請人^{※2}のうち、屋外での24時間の等価騒音レベルが70dB以上又は騒音レベルの最大値が85dB以上の騒音にばく露された者について、受忍限度を超える被害を受けたと認定し、一定の損害賠償金の支払を命ずる一部認容の裁定を行いました。

本件の調停条項では、在来鉄道の騒音について環境基準がない中で、騒音レベルの目標値を定め、それを達成するための具体的な騒音・振動対策を盛り込んだこと、裁定では、在来鉄道の騒音の受忍限度の基準となる裁判例がない中で、24時間の等価騒音レベルや騒音レベルの最大値に係る具体的数値を示し、受忍限度の判断を示したことが特筆すべき点であったと言えます。

※2 調停が成立した申請人以外の者で、終結までに取り下げた者を除きます。

◆豊島（てしま）産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件^{※3}

【平成5年12月～12年6月】

平成5年11月^{※4}、香川県の住民が、香川県、事業者等を相手方として、産業廃棄物の不法投棄がなされた処分地の一切の産業廃棄物を共同して撤去すること及び連帯して各申請人に金50万円を支払うことを求める調停を申請しました。

2億3600万円余の国費を投じた職権調査等の結果、本件処分地に残された廃棄物の量や分布、地下水への影響等の実態が把握されました。産業廃棄物の不法投棄を行った事業者が事実上廃業している状況下で、香川県が本調停の主な相手方となり、6年以上に及ぶ話し合いを重ね、産業廃棄物及び汚染土壌を平成28年度末までに搬出すること、地下水等を浄化すること等が合意され、平成12年6月に調停が成立しました。

本件は、専門委員の活用、大規模な職権調査等、公害紛争処理制度の利点が最大限にいかされた事案であり、産業廃棄物を排出した事業者にも処理費用を負担させたという点で特徴的です。また、調停条項では産業廃棄物等の処理の結果生成される副成物の再生利用を図ることとされ、我が国が目指すべき循環型社会の展望を開く内容の調停が成立したと言えます。なお、公害等調整委員会は現在も調停条項に基づく措置の実施状況を確認しています。

※3 本件は、平成29年度公害等調整委員会年次報告のTOPICにも掲載しています。

URL：http://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/nenji/H29nend_menu.html

※4 香川県知事への申請後、平成5年12月、公害等調整委員会に県際事件として送付されました。

◆清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件

【平成13年11月～15年3月】

平成13年10月^{※5}、埼玉県及び東京都の住民が、医療法人を相手方として、申請人の住居に隣接する土地に被申請人が建設した医療施設の屋上に設置された空調室外機等から低周波音を含む騒音、振動が発生し、不眠、頭痛、倦怠感等の健康被害を受けているとして、実効的な防音及び防振対策による騒音、振動の減失等を求める調停を申請しました。

本件では、低周波音に係る音響分野及び対策分野の各専門家を専門委員として委嘱するとともに、本件医療施設の設計業者、施工業者、空調室外機の設置業者やメーカーの参加の下、低周波音を含む騒音の低減を図るための対策について綿密な検討を行いました。検討過程では、職権により低周波音を含む騒音を測定、その周波数分析を行うとともに、実験によって低減対策の効果確認を行いました。その結果、平成15年3月、空調室外機ファンの気流排出口の改良、変電装置の排風機の機種交換、音の干渉による騒音低減効果を持つ防音壁の設置等を内容とする調停が成立しました。

低周波音に係る公害紛争事件は、平成初期頃から都道府県公害審査会等で徐々に係属するようになったものの、科学的な知見が集積途上で、従来の騒音対策では対応が困難な面があり、効果的な対策の確立が求められていました。本件は、原因とされた空調室外機の設置業者やメーカー等からも広く協力が得られ、専門家による知見を積極的に活用したことにより、低周波騒音に対して先駆的な対策が示された点において意義があったと言えます。

※5 埼玉県知事への申請後、平成13年11月、公害等調整委員会に県際事件として送付されました。

◆神栖（かみす）市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

【平成18年7月～24年5月】

平成18年7月、茨城県等の住民が、国及び茨城県を相手方として、ヒ素化合物のジフェニルアルシン酸（DPAA）で地下水が汚染されたことにより小児の精神遅滞などの健康被害等が生じたとして、損害賠償金の支払を求めて、責任裁定を申請しました。

国に対しては、旧日本陸軍が製造・保管していたDPAAを外部に流出しないようにすべき高度の保管義務等を怠ったため地下水が汚染されたこと、県に対しては、水質汚濁防止法等の法令に基づく適切な規制権限を行使せず、地下水汚染の拡大を防止しなかったことの原因を主張するものでした。

裁定においては、本件地下水汚染は、特定不能の第三者がコンクリートにDPAAを混入して地中に流し込んだことが直接の原因行為と推認されるどころ、DPAAの保管、流通経過が明らかになっておらず、当該行為を未然に防止しうる

具体的な管理義務を認定することは困難であるとして、国について、その責任を否定したものの、県については、地下水の調査により基準値を大幅に超えるヒ素が検出されたにもかかわらず、地下水調査の終了を決定したことや周知措置を怠ったことを理由に、国家賠償法上の違法性を認め、申請人の主張の一部を認容しました。

本件は、被申請人の加害行為と申請人の健康被害との因果関係を申請人が訴訟において主張・立証することは相当程度困難であると考えられる事件ですが、公害等調整委員会においては、申請人について、神経症状の発症状況や症状の経過等を職権で調査し、因果関係の解明に努めました。また、本件は、公害の拡大について、行政機関が権限を行使しなかったことにつき、裁量を逸脱して著しく合理性を欠くものであるとして、その損害賠償責任を認めたという点においても、意義があったと言えます。

なお、国は関係地方公共団体とも協力して、DPAAによる地下水汚染と健康影響が発生したことを受け、平成15年6月の閣議了解^{※6}に基づき、DPAAにばく露したと認められる者に対して、医療費等の給付や健康管理調査、小児精神発達調査、調査研究等の緊急措置事業を実施し、引き続きその症候や病態の解明を進めています。

※6 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について（平成15年6月6日閣議了解）

II 新たな公害紛争処理の枠組みの活用

公害紛争処理法は昭和45年6月に公布され、47年7月に裁定制度導入に伴う改正^{※7}が行われて、現行の公害紛争処理制度がおおむね確立しました。公害紛争処理制度のうち、最も活用されているのは調停及び裁定である一方、公害等調整委員会において、平成になって初めて活用された制度もあります。以下、その2つの制度について紹介します。

※7 昭和47年7月に裁定制度の導入等を内容とした公害紛争処理法の一部改正を含む公害等調整委員会設置法が施行され、裁定に係る部分については、同年9月末から適用が開始されました。

◆原因裁定嘱託

公害等調整委員会が行う裁定の類型の一つである原因裁定は、加害行為と被害との間の因果関係の存否について法律判断を行うものであり、当事者からの申請を契機に事件処理を開始します。その特例的な制度として、原因裁定嘱託制度があります。原因裁定嘱託では、公害に係る被害に関する民事訴訟を審理する中で、受訴裁判所が必要性を認めた場合、その嘱託により、公害等調整委員会が原因裁定を行います（公害紛争処理法第42条の32第1項）。

平成16年8月に嘱託があった富山県黒部川河口海域における出し平ダム排

砂漁業被害原因裁定嘱託事件は、制度創設後30年余を経て、初めて公害等調整委員会に原因裁定嘱託がなされた事件です。

本件では、水産学等の専門家を専門委員として委嘱するとともに、現地調査等の実施、専門委員報告書の作成等を行い、職権で因果関係の判断に必要な証拠を収集した結果、ワカメ養殖の収穫不振については、出し平ダムの排砂との因果関係を認め、刺し網漁業の漁獲量の変動については、因果関係が認められないとする裁定を行いました。判決においても、当該裁定が資料とされ、出し平ダムの排砂によるワカメの収穫量の減少と品質低下が認定されました。

その後、専門委員による高い水準での科学的な因果関係の究明により、自然科学上の複雑困難な争点を含む公害紛争事件の迅速・適正な処理に資する制度として広く認知されるようになり、平成30年度末までに8件の原因裁定嘱託を受け付けています。



【排砂中の出し平ダム】



【裁定委員及び専門委員による現地調査】

◆あっせん

あっせんとは、公害に係る民事上の紛争について、当事者間の自主的解決を援助・促進するため、あっせん委員による調整・仲介を行うものです。当事者間の話し合いによって紛争を解決しようとする点では調停と類似の制度ですが、当事者の交渉の円滑化を目指し、当事者が手続において主導的な役割を果たす点で異なります。あっせんは平成になって3件申請されました。

第1章 公害紛争の処理状況

1 平成30年度における公害紛争の処理状況

平成30年度に公害等調整委員会（以下、単に「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された23件（裁定事件21件（責任裁定事件13件、原因裁定事件8件）、調停事件2件）と、30年度に新たに受け付けた24件（裁定事件22件（責任裁定事件11件、原因裁定事件11件）、調停事件2件）の計47件である。このうち、15件が平成30年度中に終結し、残り32件は翌年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、平成28年度20件、29年度14件、30年度24件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 平成30年度に終結した主な事件

ア 高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成29年2月6日、高知県高知市の住民1人（申請人）から、隣接する缶詰会社1社を相手方（被申請人）として、申請人に生じた動悸（どうき）、不眠、精神不安定等の健康被害等は、被申請人が経営する食品工場から悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求める申請及び被申請人に対し、損害賠償金合計2200万円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成29年3月14日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、1回の現地審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等並びに申請人本人、被申請人代表者及び参考人の各尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年8月29日、責任裁定申請事件については、本件申請を棄却するとの裁定を行い、原因裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、それぞれ終結した。

イ 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

平成29年12月4日、和歌山地方裁判所御坊支部から、和歌山県由良町の住民1人（原告）が所有する建物に生じた傾斜等の損害と、由良町（被告）が実施した漁港整備工事における掘削工事及び浚渫（しゅんせつ）工事に伴う地盤沈下との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱託があった（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の32第1項）。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現

地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成31年2月26日、建物の傾斜等と各工事の実施との間の因果関係の存否について、因果関係を認めないとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人（申請人）から、コンビニエンスストアのフランチャイザー1社及び経営者を相手方（被申請人）として、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1817万9458円の支払を求める責任裁定の申請があった。

その後、平成29年1月16日、同申請人らから、ドラッグストアを運営する法人1社を相手方（被申請人）として、類似の内容についての損害賠償金合計1320万円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成29年10月3日、両事件を併合することを決定し、合計8回の審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

イ 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人及び養豚業を営む法人1社（申請人）から、衛生組合1団体（関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合）を相手方（被申請人）として、申請人らが営む養豚場の土地に被申請人によって埋め立てられた焼却残さ及び不燃性破碎残さ（以下、「本件廃棄物」という。）から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金2000万円の支払を求める責任裁定の申請があった。

その後、平成30年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が自らの廃棄物処分場から、同申請人らが営む養豚場の土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成30年7月10日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定するなど、手続を進めている。

ウ 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民94人及び法人でない社団1団体（申請人。以下、上記住民を「申請人患者ら」という。）から、国（代表者環境

大臣)及び自動車メーカー7社を相手方(被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。)として、被申請人メーカーらは、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売し、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、申請人患者らに人間らしく生きる権利の侵害、高額な医療費負担等による精神的な被害を生じさせた、被申請人国は、自動車の排出ガス量の許容限度を定めることとしている大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに上記被害を生じさせた、被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるなどとして、下記を求める調停の申請があった。

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと。
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度(以下、「本件救済制度」という。)を創設すること。
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（平成30年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	H25. 12. 26	H30. 4. 18 一部取下げ 31. 1. 18 調停成立
	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	27. 12. 25	30. 8. 29 棄却
	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 2. 16 29. 1. 16	
	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	28. 5. 24	31. 3. 27 一部認容
	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	30. 5. 28 棄却
	埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件	28. 12. 27 29. 6. 8	30. 10. 9 棄却
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29. 2. 6	30. 8. 29 棄却
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29. 2. 6	30. 8. 29 一部却下 一部認容 一部棄却
	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	29. 3. 9	
	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	29. 6. 20	
	富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件	29. 7. 4	30. 9. 18 棄却
	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	29. 10. 31	
	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	29. 12. 4	31. 2. 26 因果関係を認めない
	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	29. 12. 11	
	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29. 12. 12	
府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	29. 12. 28		

裁定 事 件	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	H30. 2. 22	
	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	30. 3. 1	
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30. 3. 30	
	横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件	30. 4. 10	H30. 5. 28 申請不受理
	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 5. 14	30. 7. 10 申請不受理
	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	30. 5. 17	
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	30. 5. 30	
	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 6. 13	
	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	30. 6. 26	
	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 8. 16	
	豊見城（とみぐすく）市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 20	
	豊見城市における建設工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	30. 8. 20	
	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 8. 20	30.10. 9 申請不受理
	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 28	
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	30.11. 1	
	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	30.11. 2	
	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	30.11. 5	
	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	30.11. 20	
渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 1. 21		

裁定 事 件	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 2. 14	
	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	31. 2. 14	
	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 2. 22	
	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3. 8	
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3. 11	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	31. 3. 29	
調 停 事 件	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	
	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件	30. 3. 30	H30. 4. 10 移送
	国立市における騒音による健康被害等調停申請事件	30. 11. 9	30. 11. 20 移送
	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件	31. 2. 18	
合 計		47件 (24件)	15件

(注) 1 「合計」の()内の数字は、平成30年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、平成29年度から繰り越された慰謝料額等変更申請が1件終了した。

3 公害紛争処理法第42条の12第2項及び同項を準用する第42条の27第2項の規定により、委員会は、被害の程度が軽微であり、かつ、その範囲が限られている等の被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して裁定をすることが相当でないとき、申請を受理しないことができる(申請不受理)。

表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
計	733	731		299 (116)	269 (104)		11	11			1,043	1,011	

- (注) 1 「その他」にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成30年度までに564件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、以下のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争の顕著化

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い水準

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表2）。平成30年度に委員会に係属した事件は47件で、うち43件（約9割）が裁定事件となっている。

ウ 騒音・大気汚染をめぐる事件の割合が高い水準

平成30年度は、航空機騒音に関する紛争、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件及び受付事件に占める騒音事件の割合が約5割となっている。

また、平成30年度は、自動車排出ガスによる大気汚染に関する紛争、近隣施設からの化学物質等の拡散による大気汚染に関する紛争など、騒音事件に次いで大気汚染事件の割合が高くなっており、委員会においては係属事件に占める大気汚染事件の割合が約2割、受付事件に占める大気汚染事件の割合が約3割となっている。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び職権調査の充実

因果関係の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により職権での調査を実施すること等により、申

請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び職権調査の充実は、当事者の主張立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。平成30年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査（表4）等を行った。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、平成30年度は、高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件について、現地期日を開催した（表5）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。平成30年度において委員会に係属した公害紛争処理事件44件（原因裁定嘱託事件3件を除いた数）のうち、本人申請は26件である。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

平成30年度に終結した裁定事件（13件）のうち、1件が調停に付された。

カ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

平成30年度までに、8件の公害紛争事件において利用されている。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況
(平成30年度)

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
裁 定 事 件	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	2人	大気汚染対策、悪臭対策 騒音対策、騒音の心理評価
	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音
	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件	1人	水産学
	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	1人	地盤工学、斜面工学、環境振動、地震工学、安全工学
	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	1人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音
	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	腐食科学、腐食・防食
福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、騒音・低周波音、建築音響	

裁定事件	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	2人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学 医学（皮膚科）
	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	1人	健康リスク評価学、衛生・公衆衛生学
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造

表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（平成30年度）

事件名	実施年月	備考
成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	平成30年4月	委託調査
千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	平成30年4月	委託調査
福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	平成30年11月	委託調査
兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	平成30年11月	委託調査
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関する慰謝料額等変更申請	平成30年4月 平成30年6月 平成30年9月	現地調査
高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	平成30年5月	現地調査

- (注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（平成30年度）

開催年月	場所	事件名	備考
平成30年5月	高知県 高知市	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	第1回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、平成30年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページで発信するとともに、インターネットテキスト広告や全国放送のラジオ番組など、様々なメディアを活用し、国民への周知に努めた。また、総務省平成30年度業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を嘱託することができる旨を通知した。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、都道府県の弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）、司法修習生等を対象に、公害紛争処理制度の周知に努めるとともに、公害紛争事件の効果的な解決策に関して意見交換を行った。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあつせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）を訪問し、公害紛争処理制度等の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

エ 公害苦情処理を担う市区役所等への周知

首都圏を中心に、公害苦情処理を担う市区役所等を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

また、従来から都道府県等が行っている研修会に講師を派遣しており、平成30年度は9府県、1市の研修会において公害苦情相談アドバイザー等を派遣し公害紛争処理制度等の講演を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を平成30年5月、8月、11月及び31年2月の計4回作成し、委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話相談を行うほか、電子メールや対面での相談も行っている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図っている。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。都道府県公害審査会等は、域内で発生した事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する*1。平成30年度は75件の事件が係属し、43件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受付件数			終結件数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成 元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
計	1,604	1,549	55	1,572	634	726	178	34	

（注）「その他」（受付件数）にはあつせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

*1 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあつせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県公害審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、都道府県公害審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、都道府県公害審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

平成30年度に委員会に係属した事件のうち、都道府県公害審査会等に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、11件（表7）となっている。

表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（平成30年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
千葉県 公害審査会	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	H25. 12. 26	H31. 1. 18
和歌山県知事	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	30. 5. 28
高知県 公害審査会	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	29. 2. 6	30. 8. 29
高知県 公害審査会	高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等原因裁定申請事件	29. 2. 6	30. 8. 29
大阪府 公害審査会	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29. 12. 12	
広島県 公害審査会	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30. 3. 30	
東京都 公害審査会	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 28	
熊本県 公害審査会	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	30. 11. 1	
千葉県 公害審査会	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	30. 11. 2	
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 2. 14	
熊本県 公害審査会	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	31. 2. 14	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村が、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、以下のとおり、相互の連携を図っている。

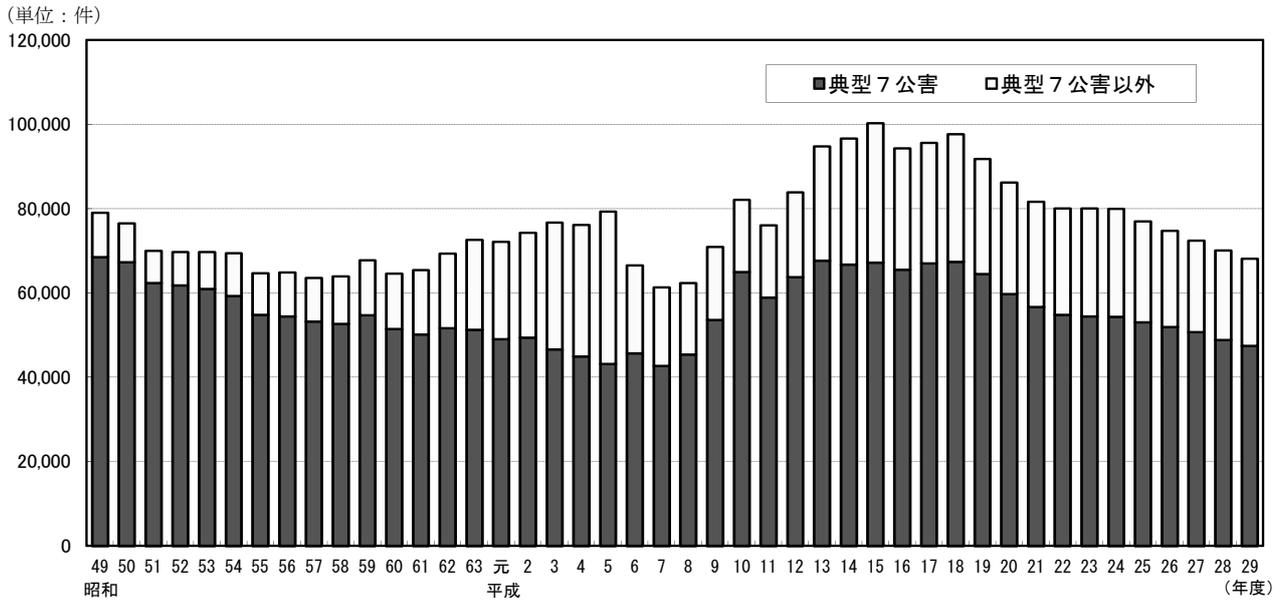
- ① 都道府県公害審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成30年度は、6月7日に第48回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、都道府県公害審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（平成30年度は、10月下旬から11月下旬にかけて、第49回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し（平成30年度は、10月下旬から11月下旬にかけて、第43回会議を開催）、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

平成29年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は約6万8千件であり、19年度以降11年連続で減少している（図1）。公害苦情受付件数のうち、いわゆる「典型7公害」の苦情受付件数（約4万7千件）の内訳をみると、騒音及び大気汚染がそれぞれ3割を超えており、以下、悪臭、水質汚濁、振動、土壤汚染、地盤沈下の順となっている（図2）。公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされる場所であるが、平成29年度内に直接処理^{※2}された、いわゆる「典型7公害」に関する苦情（約4万4千件）については、その3分の2を1週間以内に、その4分の3を1か月以内に処理しているところであり（図3）、都道府県・市区町村においてその迅速な処理に努めている。

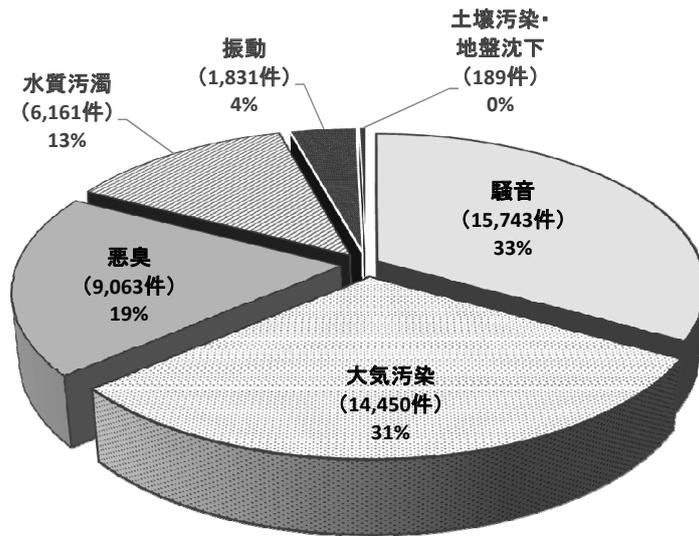
^{※2} 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



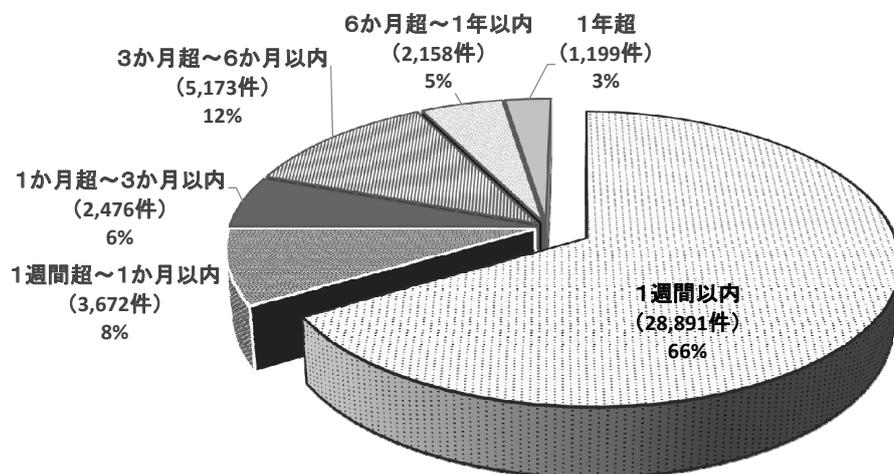
- (注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「平成29年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（平成29年度）



(資料) 「平成29年度公害苦情調査」

図3 地方公共団体における苦情の処理に要した
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（平成29年度）



(資料) 「平成29年度公害苦情調査」

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 平成30年度の処理状況

平成30年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された4件と30年度に新たに受け付けた3件の計7件であり、うち2件が30年度中に終結し、5件が翌年度に繰り越された（表8）。

表 8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（平成30年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件	三重県尾鷲（おわせ）市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H28. 10. 27 29. 3. 30	
	山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2. 20 29. 8. 24	H30. 10. 23 却下
	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	30. 9. 21	
	岡山県岡山市北区御津矢原（みつやばら）地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 14	
	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 20	
	合 計	7 件	2 件

(2) 平成30年度に終結した主な事件

ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、拒否処分を行い、また、同地内における森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、29年1月13日付けで拒否処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成29年2月20日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は以下のとおりである。

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・

無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれないため、かかる拒否処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、第2回審理期日では、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分に係る審理手続を分離し、平成29年9月29日、同処分に係る申請を却下するとの裁定を行った。この間、平成29年8月24日、山形県遊佐町から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年9月5日、これを承認した。その後、更に5回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、採石法に基づく岩石採取計画認可申請に対する拒否処分については、その理由が添付書類の不備であったことから、申請人が添付書類を追加して再度同一の認可申請を行ったところ、これに対して処分庁が平成30年7月10日付けで実体的判断としての不認可処分をしたことから、もはや上記拒否処分の取消しを求める法律上の利益は認められないとして、同年10月23日、申請人の請求を却下するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、申請人は平成30年7月10日付けの不認可処分の取消しを求める裁定を申請した（後記(3)イ(7)参照）。

(3) 係属中の主な事件

ア 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長（処分庁）は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成28年10月27日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は以下のとおりである。

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期日を開

催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。この間、平成29年3月30日、三重県内の漁業協同組合4団体から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年4月28日、これを承認した。

イ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(7) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は以下のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、更に、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、申請人の岩石採取計画を「規制対象事業」に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審理期日を開催するなど手続を進めている。

(4) 周知・広報活動の取組

広報誌「総務省」平成30年9月号の「MIC NEWS」コーナーにおいて、不服裁定手続の流れや申請の対象者について紹介し、制度の周知を図った。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

平成30年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された25件と30年度に新たに受け付けた4件の計29件である。このうち、27件が平成30年度中に処理され、残りの2件は翌年度に繰り越された。平成30年度に係属した29件のうち、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案が28件、採石法（昭和25年法律第291号）に基づく採石権存続期間更新に関する承認を求める事案が1件となっている。